

ムは、該当ユニフォームの高等学校登録校の着用許可を得ること。

- (3) 第3条第1項第5号ユニフォームを作成するには、別に定める様式により、所属連合へ事前に登録申請を行うこと。なお、該当ユニフォームの学生連合加盟校の着用許可を得ること。
  - (4) 前条第2項及び第3項に定める識別表示等を既存のユニフォームへ表示する場合、そのユニフォームは新たなユニフォームとみなされ、新規の登録申請が必要となる。
- 2 前条第2項、第4項及び第5項に定める識別表示等をユニフォームへ表示または貼付するには、次の各号のとおり事前の申請を行うこと。
- (1) 前条第2項のシンボルマーク、標章及びマスコットキャラクターを表示するには、別に定める様式により、所属連盟（学生連合の場合、所属連合）に申請を行い、許可を得ること。同時に、都道府県または市区町村が定める規定に従い、使用許可申請等を行うこと。
  - (2) 前条第4項の勤務先名または勤務先識別表示を貼付するには、別に定める様式により、所属連盟に申請を行い、許可を得ること。同時に、勤務先へ使用許可申請等を行うこと。
  - (3) 前条第5項の協賛企業もしくは協賛団体の識別表示を貼付するには、別に定める様式により、本協会に申請を行い、許可を得ること。同時に、協賛企業もしくは協賛団体へ使用許可申請等を行うこと。

(違反等)

- 第6条 本規則違反に対し本協会または所属連盟（学生連合の場合、所属連合）より是正の勧告がある場合、競技者は速やかにその指示に従うこと。
- 2 競技中、本規則違反に対し大会役員、競技役員より是正の勧告がある場合、競技者は速やかにその指示に従うこと。
  - 3 第4条第4項及び第5項の識別表示等に対し、競技中、大会役員、競技役員より指示がある場合、競技者は速やかにその指示に従うこと。

(規則の改廃)

- 第7条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て改廃することができる。

(附 則)

本規則は、平成28年4月1日より施行する。